

人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター運営委員会設置要項

平成28年3月28日

人間文化研究機構規程第138号

(設置)

第1条 人間文化研究機構総合人間文化研究推進センター組織運営規程第9条の規定に基づき、総合人間文化研究推進センター（以下「推進センター」という。）に推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、本要項の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 推進センター長
- 二 副推進センター長
- 三 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が機関を代表する者として推薦する研究教育職員 各1名
- 四 各機関の長が推薦する機構外の学識経験者のうちから機構長が委嘱する者 各1名
- 五 その他機構長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の委員を除き任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 推進センターの運営に関する事。
- 二 基幹研究プロジェクトに関する事。
- 三 推進センターの予算に関する事。
- 四 推進センター研究員の人事に関する事。
- 五 その他推進センターに関する重要事項

(運営)

第5条 委員会は推進センター長が主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席を得て開催し、議事は出席委員の過半数により決す

る。

3 推進センター長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、センター事務室において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項によって選出される最初の委員に係る任期は、第3条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。